



発行 新潟県

第 41 号

平成28年5月31日

毎週火(祝日のときは翌日)、金曜発行

主 要 目 次

規 則

- 47 新潟県職場適応訓練委託規則の一部を改正する規則 (労政雇用課)
- 48 新潟県建築基準法施行細則の一部を改正する規則 (建築住宅課)

告 示

- 670 新潟県議会 6 月定例会の招集 (政策課)
- 671 救急病院等の指定 (医務薬事課)
- 672 農用地利用配分計画の認可 (地域農政推進課)
- 673 共済契約締結の申込み又は規約設定についての同意成立の届出 (水産課)
- 674 共済契約締結の申込み又は規約設定についての同意成立の届出 (水産課)
- 675 遊漁規則の変更認可 (水産課)
- 676 保安林の指定解除 (治山課)
- 677 県営土地改良事業計画の縦覧 (農地計画課)
- 678 道路の区域変更 (道路管理課)
- 679 道路の供用開始 (道路管理課)

公 告

新潟県農業大学校の学生募集 (経営普及課)

選挙管理委員会告示

- 26 新潟海区漁業調整委員会委員補欠選挙の期日の指定 (選挙管理委員会)
- 27 新潟海区漁業調整委員会委員補欠選挙における選挙長及び選挙長職務代理者の選任(選挙管理委員会)
- 28 新潟海区漁業調整委員会委員補欠選挙における選挙長の事務を取り扱う場所の指定(選挙管理委員会)
- 29 新潟海区漁業調整委員会委員補欠選挙における投票用紙の様式等の指定 (選挙管理委員会)
- 30 新潟海区漁業調整委員会委員補欠選挙における点字投票用紙の様式等の指定 (選挙管理委員会)
- 31 新潟海区漁業調整委員会委員補欠選挙における仮投票用封筒等のインクの色及び押すべき印の刷り込みの指定 (選挙管理委員会)
- 32 新潟海区漁業調整委員会委員補欠選挙における選挙会の場所及び日時指定 (選挙管理委員会)

規 則

新潟県職場適応訓練委託規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年5月31日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

新潟県規則第47号

新潟県職場適応訓練委託規則の一部を改正する規則

新潟県職場適応訓練委託規則（昭和38年新潟県規則第66号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>第13条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、委託契約を変更し、又は解除することができる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 当該職場適応訓練生が高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）<u>第22条</u>の中高年齢失業者等求職手帳の発給を受けた者であるときは、当該手帳が失効した場合</p> <p>(4)～(6) (略)</p>	<p>第13条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、委託契約を変更し、又は解除することができる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 当該職場適応訓練生が高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）<u>第20条</u>の中高年齢失業者等求職手帳の発給を受けた者であるときは、当該手帳が失効した場合</p> <p>(4)～(6) (略)</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

新潟県建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年5月31日

新潟県知事 泉田 裕彦

新潟県規則第48号

新潟県建築基準法施行細則の一部を改正する規則

新潟県建築基準法施行細則（昭和35年新潟県規則第82号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「削除号」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び削除号を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正後表」という。）に対応する次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）が存在する場合には当該改正表を当該改正後表に改め、改正後表に対応する改正表が存在しない場合には当該改正後表を加える。

改正後					改正前			
(地区建築主事の分掌事務)					(地区建築主事の分掌事務)			
第3条 (略)					第3条 (略)			
2 (略)					2 (略)			
3 地区建築主事は、政令第146条第1項第1号又は第2号に掲げる建築設備で第1項に規定する建築物に設けるもの及び同条第1項第3号に掲げる建築設備の確認に関する事務を行う。					3 地区建築主事は、政令第146条第1項第1号に掲げる建築設備で第1項に規定する建築物に設けるもの及び同条第1項第2号に掲げる建築設備の確認に関する事務を行う。			
4～6 (略)					4～6 (略)			
(建築物の定期報告)					(建築物の定期報告)			
第10条 法第12条第1項の規定により知事が指定する特定建築物は、次の表の(い)欄に掲げる用途に供するもので、その用途に供する部分が同表(ろ)欄の当該各項に掲げる規模のもの(政令第16条第1項で定めるものを除く。)とし、省令第5条第1項の規定により定める報告の時期は、同表(い)欄に掲げる用途に供する建築物について、同表(は)欄に掲げる報告対象建築物の区分に応じ、同表(に)欄の当該各項に掲げる年の4月1日から9月30日までとする。					第10条 法第12条第1項の規定により指定する建築物は、次の表の(い)欄に掲げる用途に供するもので、その用途に供する部分が同表(ろ)欄の当該各項に掲げる規模のものとし、省令第5条第1項の規定により定める報告の時期は、同表(は)欄の当該各項に掲げる年の4月1日から9月30日までとする。			
	(い)	(ろ)	(は)	(に)	(い)	(ろ)	(は)	
	用途	規模	報告対象建築物	報告の時期	用途	規模	報告の時期	
(1)	(略)	(略)	(ろ)欄に掲げる規模のもの及び政令第16条第1項で定めるもの	(略)	(略)	(略)	(略)	
(2)	(略)	(略)	(ろ)欄に掲げる規模のもの及び政令第16条第	(略)	(略)	(略)	(略)	

			1項で定めるもの				
(3)	病院、診療所（患者の収容施設があるものに限る。）又は児童福祉施設等	(略)	(ろ)欄に掲げる規模のもの及び政令第16条第1項で定めるもの	(略)	(3)	病院、診療所（患者の収容施設があるものに限る。） <u>老人ホーム</u> 又は児童福祉施設等	(略)
(4)	(略)	(略)	(ろ)欄に掲げる規模のもの	(略)	(4)	(略)	(略)
(5)	(略)	(略)	(ろ)欄に掲げる規模のもの	(略)	(5)	(略)	(略)
(6)	(略)	(略)	(ろ)欄に掲げる規模のもの及び政令第16条第1項で定めるもの（(4)又は(5)の項に掲げるものを除く。）	(略)	(6)	(略)	(略)
(7)	(略)	(略)	(ろ)欄に掲げる規模のもの及び政令第16条第1項で定めるもの	(略)	(7)	(略)	(略)
(8)	(略)	(略)	(ろ)欄に掲げる規模のもの及び政令第16条第1項で定めるもの	(略)	(8)	(略)	(略)
(9)	(略)	(略)	(ろ)欄に掲げる規模のもの	(略)	(9)	(略)	(略)
(10)	(略)	(略)	(ろ)欄に掲げる規模のもの	(略)	(10)	(略)	(略)

(11)	(略)	(略)	(ろ)欄に掲げる規模のものと及び政令第16条第1項で定めるもの(9)又は(10)の項に掲げるものを除く。	(略)
(12)	(略)	(略)	(ろ)欄に掲げる規模のものと及び政令第16条第1項で定めるもの	(略)
(略)				

(定期報告を要する特定建築設備等の指定)

第12条 法第12条第3項の規定により知事が指定する昇降機は、小荷物専用昇降機(昇降路の全ての出し入れ口の下端が当該出し入れ口が設けられる室の床面よりも50センチメートル以上高いもの(籠が住戸内のみを昇降するものを除く。))に限る。とする。

2 法第12条第3項の規定により知事が指定する建築設備は、第10条第1項又は政令第16条第1項で規定する建築物に設けるもので、次に掲げるものとする。

(1)～(3) (略)

3 法第12条第3項の規定により知事が指定する防火設備は、第10条第1項で規定する建築物に設ける随時閉鎖又は作動をできるもの(防火ダンパーを除く。))とする。

(11)	(略)	(略)	(略)	(略)
(12)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)				

(定期報告を要する建築設備等の指定)

第12条 法第12条第3項の規定により知事が指定する昇降機は、次に掲げるもの(1戸建ての住宅又は長屋若しくは共同住宅の住戸(住宅の用途以外の用途に供する部分を有する住宅又は住戸にあつては、住宅の用途以外の用途に供する部分の床面積の合計が、延べ面積の2分の1以下であり、かつ、50平方メートル以下のものに限る。))の住宅の用途に供する部分に設けられる昇降機を除く。とする。

- (1) エレベーター
- (2) エスカレーター
- (3) 小荷物専用昇降機

2 法第12条第3項の規定により知事が指定する建築設備は、第10条で規定する建築物に設けるもので、次に掲げるものとする。

(1)～(3) (略)

3 法第88条第1項において準用する法第12条第3項の規定により知事が指定する昇降機等は、次に掲げるものとする。

- (1) 乗用エレベーター又はエスカレーターで観光のためのもの(一般交通の用に供するものを除く。)
- (2) ウォーターシュート、コースターその他これらに類する高架の遊戯施設
- (3) メリーゴーランド、観覧車、オクトパス、飛行塔その他これらに類する回転運動をする遊戯

<p>(特定建築設備等の定期報告の時期) 第12条の2 省令第6条第1項又は省令第6条の2の2第1項の規定による報告の時期は、1年ごととし、法第87条の2又は法第88条第1項において準用する法第7条第5項又は法第7条の2第5項の規定による検査済証の交付を受けた日の属する月と同じ月とする。</p>	<p><u>施設で原動機を使用するもの</u> (建築設備等の定期報告の時期) 第12条の2 省令第6条第1項の規定による報告の時期は、1年ごととし、法第87条の2又は法第88条第1項において準用する法第7条第5項の規定による検査済証の交付を受けた日の属する月と同じ月とする。</p>
--	---

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成28年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第16条第1項で規定する建築物であつて、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)に現に存するもの(施行日前に改正前の第10条の規定の適用を受けていたものを除く。)に関する建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)第12条第1項の規定による報告に対する改正後の新潟県建築基準法施行細則(以下「新規則」という。)第10条第2項の規定の適用については、平成28年12月28日までの間は、同項中「4月1日から9月30日まで」とあるのは、「6月1日から12月28日まで」とする。
- 3 前項で規定する建築物に設ける新規則第12条第2項各号に掲げる建築設備に関する法第12条第3項の規定による報告に対する新規則第12条の2の規定の適用については、平成28年11月30日までの間は、同条中「1年ごととし、法第87条の2又は法第88条第1項において準用する法第7条第5項又は法第7条の2第5項の規定による検査済証の交付を受けた日の属する月と同じ月」とあるのは、「平成28年6月1日から同年12月28日まで」とする。
- 4 防火設備(施行日に現に存するもの又は施行日から平成29年5月31日までの間に法第7条第5項又は法第7条の2第5項(いずれも法第87条の2において準用する場合を含む。)の規定による検査済証の交付を受けたものに限る。)に関する法第12条第3項の規定による報告に対する新規則第12条の2の規定の適用については、平成31年5月31日までの間は、同条中「1年ごととし、法第87条の2又は法第88条第1項において準用する法第7条第5項又は法第7条の2第5項の規定による検査済証の交付を受けた日の属する月と同じ月」とあるのは、「平成28年6月1日から平成31年5月31日まで」とする。

告 示

◎新潟県告示第670号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第101条第1項の規定により、新潟県議会6月定例会を平成28年6月7日午後1時新潟県議会議場に招集する。

平成28年5月31日

新潟県知事 泉田 裕彦

◎新潟県告示第671号

次の病院は、救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条に規定する救急病院である。

平成28年5月31日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 名 称 山北徳州会病院
- 2 所 在 地 村上市勝木1340番地1
- 3 有効期間 平成28年7月3日から
平成31年7月2日まで

◎新潟県告示第672号

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第1項の規定により、農用地利用配分計画を次のとおり認可した。

平成28年5月31日

新潟県知事 泉田 裕彦

1 農用地利用配分計画の概要

市町村	賃借権の設定等を受ける者	賃借権の設定等を受ける土地
新発田市	18者	浦新田横枕甲105番ほか359筆 31.8ha
阿賀野市	1者	分田山王田173番1ほか15筆 2.3ha
聖籠町	10者	諏訪山瘤柳3番ほか71筆 6.9ha
新潟市	141者	北区新鼻170番2ほか2,531筆 67.7ha
五泉市	4者	五泉田向2番ほか22筆 1.7ha
燕市	14者	八王寺曲戸1844番ほか29筆 2.7ha
弥彦村	1者	上泉潟端2365番15ほか1筆 0.2ha
出雲崎町	1者	市野坪欠ノ下102番1 0.1ha
魚沼市	6者	田川柳平1194番2ほか34筆 1.9ha
十日町市	10者	松之山松口清水岨2106番1ほか69筆 6.8ha
柏崎市	97者	中田下川原1107番ほか1,171筆 88.7ha
上越市	53者	野尻回り木869ほか467筆 59.8ha
妙高市	3者	関山大峯716番1ほか15筆 1.5ha
糸魚川市	1者	真木真貝田1382番 0.1ha
佐渡市	29者	吾潟大手サキ772番ほか124筆 18.5ha
合計	389者	4,923筆 290.7ha

2 認可年月日

平成28年5月30日

◎新潟県告示第673号

漁業災害補償法(昭和39年法律第158号)第108条第5項において準用する第105条の2第3項の規定による次の特定第2号漁業者の共済契約締結の申込み又は規約設定についての同意成立の届出は、同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認めた。

なお、当該同意に基づく共済契約締結の申込み又は規約設定に係る義務の効力は、平成28年6月22日から生ずるものとする。

平成28年5月31日

新潟県知事 泉田 裕彦

1 区域

佐渡漁業協同組合の地区のうち旧真野漁業協同組合、旧佐和田漁業協同組合、旧二見漁業協同組合及び旧稲鯨漁業協同組合の区域

2 区分

定置漁業

3 届出年月日

平成28年5月9日

◎新潟県告示第674号

漁業災害補償法(昭和39年法律第158号)第108条第5項において準用する第105条の2第3項の規定による次の特定第2号漁業者の共済契約締結の申込み又は規約設定についての同意成立の届出は、同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認めた。

なお、当該同意に基づく共済契約締結の申込み又は規約設定に係る義務の効力は、平成28年6月22日から生ずるものとする。

平成28年5月31日

新潟県知事 泉田 裕彦

1 区域

佐渡漁業協同組合の地区のうち旧真野漁業協同組合、旧佐和田漁業協同組合、旧二見漁業協同組合及び旧稲鯨漁業協同組合の区域

2 区分

10トン未満の漁船により営む漁業であって旧真野漁業協同組合の地区の者が行う漁業

3 届出年月日

平成28年5月9日

◎新潟県告示第675号

漁業法（昭和24年法律第267号）第129条第3項の規定により、次のとおり内共第12号第五種共同漁業権遊漁規則の変更認可をする。

平成28年5月31日

新潟県知事 泉田 裕彦

1 漁業権者の名称及び住所

五十嵐川漁業協同組合
三条市高岡651番地

2 漁業権の免許番号

内共第12号

3 変更の内容

変更後	変更前
<p>(釣堀的漁場)</p> <p>第10条 新潟県釣堀的漁場（内水面）開設要領に基づく釣堀的漁場を次のとおり開設する。</p> <p>(1) 名称 吉ヶ平フィッシングパーク</p> <p>(2) 区域 三条市吉ヶ平地内の守門川第1号堰堤から守門川第7号堰堤までの守門川及び県道183号線の堰江橋上流端より上流30mの魚止の滝から守門川との合流点までのアバラシ沢の区域</p> <p>(3) 期間 平成28年4月1日から平成28年12月31日まで</p> <p>(4) 濃密放流する魚種 イワナ・ヤマメ</p> <p>(5) 漁具・漁法 ルアー・フライ・テンカラ</p> <p>(6) 料金 日券 2,000円 年券 10,000円</p> <p>2 前項に基づき、採捕した魚は所持又は販売をしてはならず、その場で再放流しなければならない。(キャッチアンドリリース)</p>	<p>(釣堀的漁場)</p> <p>第10条 新潟県釣堀的漁場（内水面）開設要領に基づく釣堀的漁場を次のとおり開設する。</p> <p>(1) 名称 吉ヶ平フィッシングパーク</p> <p>(2) 区域 三条市吉ヶ平地内の守門川第1号堰堤から守門川第7号堰堤までの守門川及び県道183号線の堰江橋上流端より上流30mの魚止の滝から守門川との合流点までのアバラシ沢の区域</p> <p>(3) 期間 平成28年4月1日から平成28年12月31日まで</p> <p>(4) 濃密放流する魚種 イワナ・ヤマメ</p> <p>(5) 漁具・漁法 ルアー・フライ・テンカラ</p> <p>(6) 料金 2,000円 (新設)</p> <p>2 前項に基づき、採捕した魚は所持又は販売をしてはならず、その場で再放流しなければならない。(キャッチアンドリリース)</p>

◎新潟県告示第676号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

平成28年5月31日

新潟県新潟地域振興局長

1 解除に係る保安林の所在場所

新潟県新潟市北区太夫浜字浜辺1の520から1の524まで・太夫浜9の2・70の2（以上7筆について次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

飛砂の防備

公衆の保健

3 解除の理由

指定理由の消滅

(「次の図」は、省略し、その図面を新潟地域振興局農林振興部及び新潟市役所に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第677号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により、上越市の一部を受益地域とする県営宇津俣地区区画整理・農業用排水施設整備・農業用道路整備(農地環境整備)事業計画の変更をしたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成28年5月31日

新潟県知事 泉田 裕彦

1 縦覧に供する書類の名称

県営土地改良事業変更計画書の写し

2 縦覧に供する期間

平成28年6月1日から平成28年6月28日まで

3 縦覧に供する場所

上越市役所本庁舎及び上越市牧区総合事務所

4 その他

(1) 審査請求について

この土地改良事業計画の変更について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内(以下「不服申立期間」という。)に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

(2) 土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えについて

ア この土地改良事業計画の変更については、上記(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画の変更を知った日の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。)、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することができる。

イ また、上記(1)の審査請求をした場合には、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

ウ ただし、上記イの期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記ア(審査請求をした場合にはイ)の期間や審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

◎新潟県告示第678号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成28年5月31日

新潟県知事 泉田 裕彦

1 道路の種類 一般国道

2 路線名 402号

3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
三島郡出雲崎町大字久田字ハマヒラ 532 番 1 から	新	(A) 10.0~29.0メートル	272.9メートル

長岡市寺泊山田字瀧ノ脇 39 番 1 まで		(B)8.0～20.0メートル	275.4メートル
	旧	10.0～29.0メートル	272.9メートル

備考1 上記(A)及び(B)は、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

- 2 路線の重用
全区間一般国道460号と重用

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 460号
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
長岡市寺泊山田字瀧ノ脇 39 番 1 から 三島郡出雲崎町大字久田字ハマヒラ 532 番 1 まで	新	(A)10.0～29.0メートル	272.9メートル
		(B)8.0～20.0メートル	275.4メートル
	旧	10.0～29.0メートル	272.9メートル

備考1 上記(A)及び(B)は、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

- 2 路線の重用
全区間一般国道402号と重用

◎新潟県告示第679号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成28年5月31日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 路線名 一般国道 402号
- 2 供用開始の区間
三島郡出雲崎町大字久田字ハマヒラ 532 番 1 から長岡市寺泊山田字瀧ノ脇39番 1 まで
- 3 供用開始の期日 平成28年5月31日

公 告

新潟県農業大学の学生募集について（公告）

平成29年度の新潟県農業大学の学生を下記により募集する。

平成28年5月31日

新潟県農業大学校長 山代 千加子

- 1 所在地
新潟県新潟市西蒲区巻甲12021
- 2 募集定員
(1) 学科（卒業時、短期大学卒業同等資格（人事院規則による。））

学 科	募集定員	専攻部門
稲作経営科	40人程度	稲作専攻
園芸経営科	30人程度	野菜専攻、果樹専攻、花き専攻
畜産経営科	10人程度	酪農専攻、肉畜専攻
合 計	80人	

(2) 研究科（卒業時、大学卒業同等資格（人事院規則による。））

コース	募集定員
就農者コース	10人
指導者コース	

3 修業年限

(1) 学科

2年

(2) 研究科

2年

4 出願資格

(1) 学科

ア 推薦入校

本校の推薦入校試験は、学校長推薦と地域推薦とし、出願できる者はそれぞれ次のとおりとする。

なお、推薦入校者数は、募集定員のおおむね70%とする。

(7) 学校長推薦の場合

次の各号のいずれにも該当する者とする。

- a 学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「学校教育法」という。）に基づく高等学校若しくは中等教育学校を平成29年3月卒業見込みの者
- b 平成29年4月1日時点でおおむね30歳以下の者で、自立性と協調性に富み、心身ともに健全な者
- c 本校卒業後、新潟県内において就農（農業経営者のほか農業法人への就業等によるものを含む。）又は農業・農村地域の指導に携わる強い意志がある者
- d 高等学校長又は中等教育学校長が作成する調査書の「全体の評定平均値」が3.0以上の者
- e 合格した場合は、入校することを確約できる者

(4) 地域推薦の場合

入校志願者の出身地を所管する農業普及指導センター所長若しくは出身地の市町村長が、次の各号のいずれにも該当すると認めた者とする。

- a 学校教育法に基づく高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者（卒業見込みの者は除く）又は校長がこれと同等以上の学力を有すると認めた者で、次のいずれかを満たす者
 - (a) 認定就農者
 - (b) 認定新規就農者
 - (c) 認定農業者の後継者
- b 平成29年4月1日時点でおおむね30歳以下の者で、自立性と協調性に富み、心身ともに健全な者
- c 本校卒業後、認定就農者及び認定新規就農者にあつては地域において引き続き就農を継続する強い意志がある者、認定農業者の後継者にあつては当該経営を継承する強い意志がある者
- d 合格した場合は、入校することを確約できる者

イ 一般入校

次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (7) 学校教育法に基づく高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者（平成29年3月卒業見込みの者を含む。）又は校長がこれと同等以上の学力を有すると認めた者
- (4) 平成29年4月1日時点でおおむね30歳以下の者で、自立性と協調性に富み、心身ともに健全な者
- (7) 本校卒業後、新潟県内において就農（農業経営者のほか農業法人への就業等によるものを含む。）又は農業・農村地域の指導に携わる意志がある者

(2) 研究科

次のいずれかに該当する者であつて、本校卒業後、新潟県内において、就農（農業経営者のほか農業法人への就業等によるものを含む。）を目指す者及び農業・農村地域の指導に携わることを目指す者

- ア 新潟県農業大学校の学科を卒業した者（平成29年3月卒業見込みの者を含む。）かつ、日本農業技術検定2級以上取得の者（入校までに取得見込みの者を含む。）
- イ 本校に準ずる農業者研修教育施設を卒業した者（平成29年3月卒業見込みの者を含む。）
- ウ 学校教育法に基づく短期大学において農業に関する正規の課程を修めて卒業した者（平成29年3月卒業見込みの者を含む。）
- エ 校長が、ア、イ又はウに規定する者と同等以上の学力を有すると認めた者

5 出願書類

(1) 学科

ア 入校願書

写真（出願前3か月以内に撮影した正面上半身脱帽縦4.5センチメートル×横3.5センチメートル）は、裏面に氏名を記入し、写真貼付欄にのりづけること。

イ 出身高等学校又は出身中等教育学校の調査書

卒業後年数が経過したため調査書の発行が不可能な場合は、卒業証明書を提出すること。

また、最終学歴が高等学校又は中等教育学校以外の場合、最終出身学校の成績証明書もあわせて提出のこと。

ウ 営農状況等調査書

エ 学校長推薦の入校志願者にあつては、高等学校長又は中等教育学校長の推薦書

オ 地域推薦の入校志願者にあつては、入校志願者の出身地を所管する農業普及指導センター所長若しくは出身地の市町村長の推薦書

カ 認定就農者は知事認定通知書、認定新規就農者は青年等就農計画認定書、認定農業者の後継者は農業経営改善計画認定書の写し

(2) 研究科

ア 入校願書

写真（出願前3か月以内に撮影した正面上半身脱帽縦4.5センチメートル×横3.5センチメートル）は、裏面に氏名を記入し、写真貼付欄にのりづけること。

イ 最終出身学校の卒業証明書又は卒業見込証明書（本校学科を卒業又は卒業見込みの者は提出不要）

ウ 成績証明書（本校学科を卒業又は卒業見込みの者は提出不要）

エ 営農状況等調査書

オ 日本農業技術検定2級以上取得者は、日本農業技術検定合格証の写し

6 出願期間

(1) 学科

ア 推薦入校試験

(7) 学校長推薦

平成28年10月3日（月）～10月14日（金）

(4) 地域推薦

平成28年10月3日（月）～10月14日（金）

イ 一般入校試験

(7) 前期

平成28年11月14日（月）～11月25日（金）

(4) 中期

平成29年1月13日（金）～1月20日（金）

(9) 後期

平成29年2月20日（月）～2月27日（月）

なお、一般入校後期試験の募集定員は若干名とし、一般入校中期試験終了時の合格者数により、一般入校後期試験を実施しないことがある。

一般入校後期試験を実施しない場合は、本校ホームページに掲載するとともに、新潟県内の高等学校及び中等教育学校へ通知する。

(2) 研究科

ア 第1次入校試験

平成28年11月7日（月）～11月18日（金）

イ 第2次入校試験

平成29年1月20日(金)～1月30日(月)

なお、第1次入校試験終了時の合格者数により、第2次入校試験を実施しないことがある。

第2次入校試験を実施しない場合は、本校ホームページに掲載する。

7 出願方法

いずれの入校試験とも、次のとおりとする。

- (1) 郵送又は持参によること。
- (2) 郵送の場合、簡易書留とし、出願期間最終日の消印まで有効とする。
- (3) 持参の場合の受付時間は、平日の午前9時から午後5時までとする。(土曜日、日曜日及び祝日は受け付けをしない。)

8 出願上の注意事項

(1) 学科

ア 入校願書、受験票には、第2志望の学科専攻部門を記入することができる。

イ 受験票返送用として392円分の切手(簡易書留料含む。)を同封すること。

ウ 郵送で出願の場合、封筒の表に「入校願書(学科)在中」と朱書きし、簡易書留とすること。

(2) 研究科

ア 受験票返送用として392円分の切手(簡易書留料含む。)を同封すること。

ただし、本校学科を平成29年3月卒業見込みの者は不要とする。

イ 郵送で出願の場合、封筒の表に、「入校願書(研究科)在中」と朱書きし、簡易書留とする。

ウ 日本農業技術検定2級以上取得者は、「資格・免許欄」に必ず資格の名称と取得年月日を記入すること。

(3) 障害等を有する入校志願者の事前相談

本校に入校を志願する者で、障害を有する等、受験上又は修学上特別な配慮を必要とする者は、各入校試験出願開始日の1か月前までにその旨を記載した文書(様式任意)を提出すること。

必要に応じて、入校志願者及び関係者等と面談を行うことがある。

9 願書の提出先

新潟県新潟市西蒲区巻甲12021 新潟県農業大学校長

(郵便番号 953-0041 電話 0256-72-0133)

10 受験票

受験票は、出願期間終了後、受験番号を付して出願者本人に郵送する。

11 入校考査料 2,200円

上記金額分の新潟県収入証紙を新潟県内の第四銀行、北越銀行、大光銀行、各信用金庫、各信用組合等で購入し、「入校願書」に貼付すること。ただし、消印等はしないこと。

なお、入校願書受付後は、原則として入校考査料は返還しない。

県外居住者で新潟県収入証紙を購入することが難しい場合は、ゆうちょ銀行または郵便局の定額小為替(2,200円分)を購入し、出願書類に同封すること。

12 入校試験

(1) 学科

ア 日時

(7) 推薦入校試験

平成28年10月28日(金) 午前8時50分から

(4) 一般入校試験

a 前期

平成28年12月9日(金) 午前8時50分から

b 中期

平成29年2月3日(金) 午前8時50分から

c 後期

平成29年3月10日(金) 午前8時50分から

イ 試験科目

(7) 推薦入校試験

小論文、数的能力、適性検査及び面接

(4) 一般入校試験

国語(現代文のみ)、数学Ⅰ、化学基礎又は生物基礎のうち1科目選択、適性検査及び面接

(2) 研究科

ア 日時

(7) 第1次入校試験

平成28年12月2日(金) 午前8時50分から

(イ) 第2次入校試験

平成29年2月10日(金) 午前8時50分から

イ 試験科目

小論文及び面接

13 合格発表

(1) 発表日時

ア 学科

(7) 推薦入校試験

平成28年11月10日(木) 午前10時

(イ) 一般入校試験

a 前期

平成28年12月21日(水) 午前10時

b 中期

平成29年2月15日(水) 午前10時

c 後期

平成29年3月15日(水) 午前10時

イ 研究科

(7) 第1次入校試験

平成28年12月14日(水) 午前10時

(イ) 第2次入校試験

平成29年2月22日(水) 午前10時

(2) 発表方法

合格者の受験番号を本校正面玄関内(ロビー)に掲示するとともに、本校ホームページ

(http://www.pref.niigata.lg.jp/nogyodai/ ただし、公開は午前10時以降になる。)により発表する。

あわせて、合格者には合格通知書及び誓約書のほか入校手続に必要な書類を送付する。

なお、不合格者には通知しない。

(3) 追加合格

学科について、合格発表後、入校辞退者が生じた場合には、追加合格者を決定することがある。

14 個人情報の開示等

(1) 個人情報の開示

新潟県個人情報保護条例に基づき、一般入校試験を受験した者は、口頭により以下の試験結果について開示請求することができる。

ア 開示内容

学科の一般入校試験の科目別(国語(現代文のみ)、数学I、化学基礎又は生物基礎)得点

イ 開示時期

(7) 一般入校前期試験

平成28年12月21日(水)から平成29年1月20日(金)まで

(イ) 一般入校中期試験

平成29年2月15日(水)から3月14日(火)まで

(ウ) 一般入校後期試験

平成29年3月15日(水)から4月14日(金)まで

ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。時間は午前9時から午後4時までとし、合格発表日は午前10時から午後4時までとする。

ウ 開示場所

新潟県農業大学校職員室(教育科)

エ 請求方法

受験者(本人に限る。)が受験票又は合格通知書を持参のうえ、開示場所にて口頭で請求すること。

- (2) 個人情報の利用
出願時に本校が取得した氏名、住所その他個人情報は、次の目的以外には利用しない。
- ア 入校者選抜（出願処理、受験票発送、試験実施、成績処理等）、合格通知、入校手続案内、入校者選抜に係る調査・研究等の入校試験事務及びこれらに付随する業務
- イ 入校に伴う教務事務（学籍、修学指導等）、学生支援事務（健康管理、奨学資金申請、後援会等）、授業料等の収納事務及びこれらに付随する業務
- 15 入校手続
- (1) 合格者は、校長が別に指定する期日までに誓約書を提出するとともに、必要な書類をそろえ、入校手続を行うこと。
- (2) 誓約書を校長が指定する期日までに提出しない者は、合格を取り消すことがある。
- 16 入校料
本校に入校しようとする者は、5,650円（予定）の入校料を入校手続する際に納めること。
なお、納入した入校料及び書類は、理由のいかんを問わず返還しない。
- 17 授業料
学生は、月額6,900円（予定）の授業料を毎月25日までに納めること。
なお、授業料の納付が困難と認められた場合、授業料を減免する制度がある。
- 18 その他経費
学生は、次の経費が必要となる。
- (1) 学科
教科書、実習用被服費等の諸経費、海外研修費、食費、学生寮で要する光熱水費、学生自治会費及び後援会費等の経費（1人年間約90万円）
- (2) 研究科
ア 教科書、実習等に要する諸経費、食費、学生寮で要する光熱水費等（入寮する場合のみ）、学生自治会費及び後援会費等の経費（1人年間30～50万円）
イ 大学校以外で行われる講義及び実習先までの移動に関する経費
- 19 就農予定者への修学資金の貸与
就農予定者で一定の貸与要件を満たす者は、選考により、在学中に新潟県農業大学校修学資金を借り受けることができる。
- (1) 貸与額
月額16,000円（予定）
- (2) 利子
無利子
- (3) 貸与要件
ア 卒業後、県内において就農を予定する者
イ 学業成績が優秀である者
ウ 経済的に修学が困難な者
- (4) 卒業後に一定の要件のもと就農した場合は、返還免除を申請することができる。
- 20 奨学金
就農予定の有無にかかわらず、独立行政法人日本学生支援機構、新潟県及びその他奨学金制度を設けている機関・団体が規定する基準・要件を満たす者は、選考により、在学中に奨学金を借り受けることができる。
- 21 学生寮への入寮
- (1) 学科1学年は、原則として全寮制とする。
学科2学年は、相当な理由がある場合には自宅からの通学を認める場合もある。
- (2) 研究科は、校長が許可した場合は、学生寮に入寮することができる。
- 22 その他
- (1) 募集要項及び出願書類等については、本校又は最寄りの農業普及指導センターへ請求すること。
- (2) 平成23年に発生した東北地方太平洋沖地震及び長野県北部を震源とする地震により被害を受けた方は、入校審査料、入校料及び授業料が減免となる場合がある。本校教育科に相談すること。

◎新潟県選挙管理委員会告示第26号

新潟海区漁業調整委員会委員補欠選挙を平成28年6月9日に行う。

なお、選挙すべき委員の数は、1人である。

平成28年5月31日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

◎新潟県選挙管理委員会告示第27号

平成28年6月9日執行の新潟海区漁業調整委員会委員補欠選挙における選挙長及び選挙長に事故があり又は欠けた場合にその職務を代理すべき者を次のとおり選任した。

平成28年5月31日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

区 分	住 所	氏 名
選 挙 長	新潟市中央区烏帽子町3117番地	美濃 幸雄
選挙長職務代理者	新潟市西区西有明町6番7号 古婦山アパート	大和 清志

◎新潟県選挙管理委員会告示第28号

平成28年6月9日執行の新潟海区漁業調整委員会委員補欠選挙における選挙長の事務は、次の場所において取り扱うものと定めた。

平成28年5月31日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

場 所	所 在 地
新潟県庁行政庁舎5階 選挙管理委員会室	新潟市中央区新光町4番地1

◎新潟県選挙管理委員会告示第29号

平成28年6月9日執行の新潟海区漁業調整委員会委員補欠選挙における投票用紙(点字用投票用紙を除く。)の様式を次のとおり定め、白色の用紙に青色のインクで印刷するものとし、かつ、これに押すべき新潟県選挙管理委員会の印は、青色のインクで刷り込むものと定めた。

平成28年5月31日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

平成二十八年六月九日執行
新潟海区漁業調整委員会委員補欠選挙投票

○ 注 意

一 候補者の氏名（法人の場合は名称）は、欄内に一人書くこと。

二 候補者でない者の氏名（法人の場合は名称）は、書かないこと。

印

候補者氏名
(名称)

◎新潟県選挙管理委員会告示第30号

平成28年6月9日執行の新潟海区漁業調整委員会委員補欠選挙における点字投票に使用する投票用紙の様式を次のとおり定め、白色の用紙に青色のインクで印刷するものとし、かつ、これに押すべき新潟県選挙管理委員会の印及び点字投票である旨の表示は、青色のインクで刷り込むものと定めた。

平成28年5月31日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <small>こう ほう しゃ し めい</small> 候補者氏名 <small>めい しょう</small> (名称) </div> <div style="border: 1px solid black; height: 300px; margin-top: 10px;"></div>	<div style="text-align: right; border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <small>てん じ とう びょう</small> 点字投票票 </div> <p style="text-align: center;">平成二十八年六月九日執行 新潟海区漁業調整委員会委員補欠選挙投票</p> <p style="text-align: center;">○ 注 意</p> <p>一 候補者の氏名（法人の場合は名称）は、欄内に一人書くこと。</p> <p>二 候補者でない者の氏名（法人の場合は名称）は、書かないこと。</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 50px; margin: 20px auto; text-align: center;"> 印 </div>
--	---

◎新潟県選挙管理委員会告示第31号

平成28年6月9日執行の新潟海区漁業調整委員会委員補欠選挙における仮投票用封筒及び不在者投票用外封筒は青色のインクで印刷するものとし、かつ、これらに押すべき新潟県選挙管理委員会の印は、青色のインクで刷り込むものと定めた。

平成28年5月31日

新潟県選挙管理委員会
委員長 長津 光三郎

◎新潟県選挙管理委員会告示第32号

平成28年6月9日執行の新潟海区漁業調整委員会委員補欠選挙における選挙会を開く場所及び日時を次のとおり定めた。

平成28年5月31日

新潟県選挙管理委員会
委員長 長津 光三郎

開催場所	開催日時
新潟県庁行政庁舎 2階 会議室201	平成28年6月10日 午後1時30分